

林政審議会 議事録

1. 日時及び場所

平成23年5月20日（金）13時10分～15時40分

農林水産省 本館7階 第3特別会議室

所在地：東京都 千代田区 霞ヶ関1-2-1

2. 出席者

委 員（敬称略）

井上篤博、岡田秀二、加賀谷廣代、葛城奈海、金井久美子、上安平冽子、黄瀬委員、
合原眞知子、佐川文教、鮫島正浩、島田俊光、島村元明、鈴木雅一、田中里沙、
藤野珠枝、安成信次、横山隆一

林 野 庁

3. 議 事

- (1) 平成23年度林野庁関係補正予算の概要について（説明事項）
- (2) 森林・林業基本計画の素案について（説明事項）
- (3) 全国森林計画の変更案について（説明事項）
- (4) その他

○三浦林政課長 お待たせいたしました。ただいまから「林政審議会」を開催いたします。

それでは、まず初めに定足数について御報告いたします。

本日は、委員 20 名中、現在 16 名の委員に御出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、鈴木委員におかれましては、後ほどお見えになる予定でございます。

それでは、岡田会長、よろしくお願ひいたします。

○岡田会長 ただいまから審議会を開催したいと思います。本当にお忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日も、次第にありますように、前回に引き続きの課題が多いわけですが、大変重要な課題でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

まず初めに、本日は副大臣にお見えをいただきました。副大臣からごあいさつをいただきたいと思います。

○篠原副大臣 どうも、今日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

東日本大震災で大被害をこうむっておるところでございますけれども、阪神・淡路大震災とよく比べられますが、今回の震災は農業・漁業・林業が中心の地域の災害であり、我が省にとっては非常にいろんなことをしなければならないということで、大変なことになっております。

林野関係で見ますと、皆さん、テレビや新聞の報道で御承知おきいただいていると思いますけれども、防風林・保安林のたぐいが物の見事に大きな津波によって流されてしまいましたが、陸前高田では 1 本だけが残っているということがよく報じられていますけれども、ほとんどのところは見る影もない形になっております。

それから、私は総理に随行しまして、4 月 10 日に石巻市にまいったわけでございますけれども、石巻市にはいろんな農林業関係の施設がございます。漁業、水産の基地であります、林業の基地でもありますて、大事な製紙工場、合板工場がありまして、これも壊滅的な被害を受けております。

こういったことを考えますと、今、官邸に設置されておりますけれども、復興構想会議では農業・林業・漁業の再生に向けてきちんと議論していただき、それを踏まえて我々が政策を実行するという形にすぐしたいと思っております。

今日審議いただきます森林・林業基本計画、それから全国森林計画の変更案でございますが、こうした震災のこと等も踏まえまして、皆様方、忌憚のない御意見を承りたいと思います。我々、それを踏まえましてきちんと実行してまいりますつもりでございますので、よろしくお願ひいたします。

○岡田会長 どうもありがとうございました。

なお、副大臣におかれましては、公務のため、これをもちまして退席をされます。どう

ありがとうございました。

○岡田会長 それでは、次第に従いまして進めたいと思います。

「(1) 平成 23 年度林野庁関係補正予算の概要について（説明事項）」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○三浦林政課長 資料の右肩に「1」と付けております「平成 23 年度林野庁関係補正予算の概要」につきまして簡単に御説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと、1 ページ目に林野庁関係 345 億円、東日本大震災復旧対策ということで組まれてございます。政府全体としては 4 兆円の補正予算になっておりますが、これは今後半年から、あるいは 12 月ぐらいまでを見通して、その間の期間に執行すべきものということで計上しているところでございます。

個々の事業の内容でございますが、2 ページ目に「山林施設災害復旧等事業（公共）」。これはいわゆる治山施設あるいは林道施設等、施設が崩壊したものの復旧に充てるもので、156 億円。

次の 3 ページですけれども「緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策（公共）」で、これは崩壊しました森林とかそれらの復旧に向けた予算ということで、28 億円を計上しております。

ここまででは通常、ほかの災害とかでも随時、補正予算等で措置しているところでございます。

次の 4 ページで、先ほどの篠原副大臣のごあいさつにもありました、今回の震災では海岸部の保安林とかが津波で相当やられております。この復旧に当たりましては、今回の津波の影響をどれだけ受けたのかというのをきちんと分析して今後の復旧の在り方を検討しなければいけないということで、約 1 億円、調査費を計上したところでございます。

次の 5 ページで「木材供給等緊急対策」で、御案内のとおり、避難所等で生活されております被災者の方々への仮設住宅の提供が喫緊の課題になっております。このため、その復旧資材の確保ということで、早急に稼働可能な木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備、それからこういった被害を受けたことによってすぐには使えない状態になっている原木等を、使えるところに運んで復旧資材を供給するということから、59 億円の予算を組んでおります。

なお、この中には、例えば<主な内容>の 1. にありますように、木質系の瓦れきをチップ化する機械とか、あるいは 2. の (2) にありますように、流出した木材の回収に対する支援も内容に盛り込んでいるところでございます。

次の 6 ページは「林業・木材産業等の金融支援措置」で、災害を受けた方々が必要になるお金につきまして、低利あるいは無担保・無保証で借りられるようにということで、所要のお金約 98 億円を計上しているところでございます。

また、この中には<主な内容>の 3. にありますように、被災した森林組合向けの低利融資も措置しているところでございます。

最後の8ページでございます。「きのこ原木の安全性確保対策」で、福島原発事故に伴いまして農作物の安全性というものがいろいろ関心が持たれているところでございますけれども、きのこも含めた農作物の安全性を確保するという観点から、農業で申しますと土壌の状況がいろいろ話題になっているわけでございますが、きのこにつきまして、その土壌とも言える原木の安全性を確保するために、放射性物質がそのきのこ原木にどのぐらい付いていて、それがきのこの最終的な放射性物質の分量にどの程度影響するのか。そういう調査を、1,700万円ですけれども、行うことにしております。

私からの説明は以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの補正予算の概要につきまして、御質問をいただきたいと思います。
お願ひいたします。

○鮫島委員 最後のきのこにも少し絡むんですが、木材も含めて放射能が付いているという場合もありますけれども、少し風評のようなところもなきにしもあらずで、そういう被害も実は結構出ているのではないかと思うんですが、その辺の、きのこだけではなくて、木材に対するそういう流通はそういう理由で動かなくなっているようなところがなきにしもあらずと思うので、その辺りに対する対策等について何か検討されているんでしょうか。

○皆川長官 一時、やはり福島県を中心に、言ってみますと、製材になったものも含めて一部、例えばキャンセルされたとかといったようなことが言われました。これについて、我々の認識としては、基本的に木材自体が、例えば他の工業製品等と比べて非常に放射能が吸着するとかといったような特質があるというわけではないわけですので、これは一般的の产品といいますか、工業製品等と同じような注意を払ってやっていただければと我々は認識しておりますけれども、そういった過敏な反応がないように、そういった意味での情報提供等をするということ。

もう一つ、やはり具体的に風評等々の被害があった場合は、これは原子力賠償法に基づく賠償の対象になり得るということですので、そういった具体的な被害があった場合は、その被害のあったことについての記録をちゃんと取っておいてほしい。それに基づいて、これは東電の方にいわゆる原賠法に基づく補償を申し立てていくといったことになるのではないかと思っております。

それからきのこの問題は、そういった放射能の原木に与える影響、更にはそれが原木からどういうふうに吸収するのか等々の仕組みといったメカニズムを研究しなければいかぬということもございますし、また木自体についてどういうふうな影響が残るのかといったようなことについても少し心配の向きもあるので、ここら辺については、例えば木に放射能のちりといったものがどういうふうに森林土壌に落ちていき、また、それがどういうふうにとどまったり、とどまらないのかといったような放射能の動き方みたいなことについても、これは少し慎重な配慮も要りますけれども、我々も知識の収集には努めていきたい。

ただ、いずれにせよ、木がほかのものに比べて非常に吸着とか吸収といった特性がある

というふうに我々は認識しておりませんので、それについては冷静な対応を関係する方面にはお願いしていきたいと思っております。

○岡田会長 ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

横山委員、どうぞ。

○横山委員 横山です。4ページの緊急調査のことで1つだけお伺いしたいんです。

この<主な内容>の2.に「対策を講じない場合に」云々という影響の分析の話があるんですけども、土地と環境の境界部の取扱いということで、安全とか安心とかも非常に重要ですが、環境をどういうふうに再生していくのかという点でかなり難しいと思うんですけども、これについての検討の組織がどうなっているのか教えていただきたいんです。

○岡田会長 それでは、お願ひします。

○平之山治山課長 治山課長でございます。お答え申し上げます。

御指摘ございました、この緊急調査、先ほど副大臣の御説明にもございましたとおり、今回の被害の大半が海岸部の保安林でございます。全体の約8割の被害がここに集中してございまして、これの被害実態はまちまちで、これの対応につきまして、我々は検討会を立ち上げさせていただきました。実は明日、現地で第1回目の検討会を次長と私が参加してやらせていただくわけで、その検討会の中で、今、御指摘ございました環境面につきましても十分議論させていただきたいと思ってございます。

被害状況の基本的なデータ、それと津波被害に係る海岸防災林の評価、そして復旧対策、こういった3つの大きな柱で、環境面からのことも十分考えながら対応させていただきたいと思ってございます。

以上でございます。

○岡田会長 横山委員、よろしいですか。

○横山委員 はい。

○岡田会長 構成はいいですか。

○横山委員 もし、もう決まっていれば。

○平之山治山課長 構成につきましては、今回のものの方が防災系の話が中心でございますので、まずは工学系の先生、更には海岸学会の構成メンバーになっている学識経験者、それと森林総研の方がお二人等々、7名の学識経験者から構成してございます。加えまして、都道府県、被災3県の担当者、更には森林管理局の職員といった方々をオブザーバーに招きまして検討していく考え方でございます。

○岡田会長 これは、期間はおおよそ、いつまでに結論を得たいという見通しがあるんですか。

○平之山治山課長 お答え申し上げます。

できるだけ早く復旧をしたいという考え方を持ってございまして、当面のところ、6月

末には何らかの骨子、中間報告的なものを作りたいということで考えてございます。6月末にそれを出すということは、復興計画が6月末を一応目途にしてございますので、でき得ればその期間に符合するような形で骨子はつくっていきたい。このように考えてございます。

○岡田会長 ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○葛城委員 今の海岸保安林に関連してなんですかけれども、例えば『鎮守の森』で有名な宮脇昭先生などは、根の浅い松などだけではなくて、しっかり根を張る、その土地の自然植生に即した広葉樹で保安林をつくったらしいのではないかなどということをおっしゃっていますが、その下に土壌を少し防潮堤のようにこんもり盛り上げる。それで、その中に瓦れきを入れることによって二重に復興に資するのではないかとおっしゃっていて、面白いと思ったんですが、瓦れきをそうやって使うのと並行して、木質バイオマス化して発電を活発化させたらいいのではないかという案が、今、出てきていますね。それで最近、産経新聞で私も拝見して、これもこの機会に進んだらしいのではないかと思ったんですが、今のこのいただいた資料の分類にそういった取組みは入っているんでしょうか。震災によって生じた瓦れきを有効利用する方法を検討する場所といいますか、部署といいますか、そういう事業はあるんでしょうか。

○岡田会長 それでは、長官お願ひいたします。

○皆川長官 1つは海岸保安林の復旧の話も触れておられたので、そちらの方の話もいたしますと、実は副大臣、少し短い言葉で、今回の海岸保安林が物の見事にやられていたというようなことを触れておられましたけれども、実はあと、うちの治山課長からもかなり被害額が大きかったというお話をましたが、ただ一方で、かなり林帯幅が取れていたところ、林の幅が広いところでは、津波のいわゆる圧力自体をかなり減殺したということも見られましたし、またいろんなものをそこで押しとどめて、その後ろ側に行かせなかつたといったような効果もあったと思っています。

そういう意味で、海岸の防潮林の防災効果も相当あるんだろうと我々は認識しています、それを地域ごとにいろいろ考えますと、それでは、例えば林帯幅が狭いところだったら、もう少し広げられる余地があるか、ないか。また、場合によれば前の防潮堤との関係でもありますけれども、例えばもう少し山のような状況をつくって、その上を植林して、より防災効果を高めたようなというやり方もあるのではないか。いろんなパターンをそういった検討会の場でも御議論いただいて、やっていっていただきたいと思っています。

また、松だけでやるのかということについては、当然、海岸で非常に飛砂といいますか、砂が飛んでというような状況の中での部分もあるわけで、そういった場合の適用実施自体に、何でもかんでもということはないと思いますが、ただ、やはり今回の場合、なるべく多様な森づくりということもありますし、また関係の方々と一緒に、鎮魂の意味も込めて、

そこで幅広い方に植樹していただくというようなことも、アイデアとしてはいろいろ各地で出ていますので、そういったやり方の面でもいろんな工夫ができるのではないかと思っています。

また、瓦れきについてはさまざま、やはり瓦れき 자체を中に埋めること自体については、技術的にどこまで可能なのか、いわゆる無害化をしてからでないと、後でいろんなものが出てきたりということはまずいので、そういったことがどの程度可能なのかを同時並行で考えながら、そういったアイデアも含めて総合的に検討するということになろうかと思います。

それから木質バイオマスの方の話は、先ほどの林政課長の説明の中で、59億円のいわゆる仮設住宅等への応急に、木材産業を復旧するという類型の中で、3億円ぐらいですけれども、例えば瓦れきをチップ化する移動式のチッパーというんでしょうか、これもかなり大きなものですけれども、そういったものを助成対象に入れておりまして、そういう意味で、そこでのバイオマス利用を、瓦れきを減量化することと併せてそういった内容は入れておりますが、木質バイオマス自体をどういう方向で活用していくか。

また、復興の中でその木質バイオマスのエネルギー利用とか、いろいろなことを考えていくということ自体が、その検討予算自体が今回の補正予算に入っているわけではないので、それ自体は私どもの通常の組織の中で検討していきたい。これも復興の中での一つ大きな課題であろうとは思っております。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○金井委員 今の防風林の再生についてですけれども、数日前の朝日新聞に、海岸林の再生について、林野庁でも海岸防止林の再生に関する検討会を設けたということで、今、お話を伺いしたわけですが、私どもでも神奈川県と連携して、4年前から海岸林のよき理解者を広めるために、月1回ほど市民参加の海岸林活動を実施してまいりました。それで企業とかグループ、学生たち、そして一般の人も含めて、年間およそ2,000名ほどが参加しております。

更に、全国の海岸林ボランティアの交流にも取り組んでおりますけれども、それを今回の震災による海岸林の植林にこの経験を是非生かして、林野庁と市町村の皆さんと連携して、市民の一般公募をしながら、地域の人たちの力を合わせて植林活動を実施していく体制等を今、準備しているところなんですが、また苗木代なども募金活動も併せて行っていきたいと考えておるところです。

ちなみに、いつごろから実施できるかといいますか、一般の人たちが入って、そこで植林活動などを行えるのが、おおよそいいです、いつごろから実施できるか、お聞かせいただければありがたいのですが、お願ひいたします。

○岡田会長 それでは、お願いします。

○沼田次長 現時点では、今、まさに検討を始めた段階というところです。海岸林をこれ

からどうしようかといったときには、全面的にかなり、津波で被害をやられた箇所、勿論、効果を発揮して、かつ残っている海岸林の箇所もあるんですけれども、その地域全体の復興計画といいますか、土地利用をどういうふうに整除していくかということの計画、いわゆる都道府県レベル、市町村レベルの復旧計画をどうしていこうかというもののアウトラインでもできないと、なかなか実際の事業に着手するということは難しい面はあるうかと思っております。ただ、そうはいっても、やはり一刻も早く復旧・復興をしなければいけないということもございますので、私どもとしても基本的な考え方を整理した上で、例えば提示して、その後の検討をしやすくするような方向には持っていきたいと思っております。

実務的には、海岸林が本当に被災したところは瓦れきの処理とかそういうものが今まさにやっている最中でございますので、今年できるかといいますと、それはなかなか難しい面はあるうかと思っておりますが、いずれにしても早急に着手できるように、検討会を開催し技術的な議論もいただきながら、関係省庁ないしは都道府県と連携しつつやっていきたいと思っております。

具体的に、そういうふうな海岸防災林、鎮魂の森とかいろんなお話がございますけれども、そういうものができて、実行段階なりますと、実際に植えていくということになろうかと思っておりますので、そういう段階では、やはり国民の皆様方のいろんなお知恵、それからボランタリーな協力も含めて、いろいろな面でお願いする機会はあるうかと思っているところでございます。

○皆川長官 その際には、是非よろしくお願ひします。

○岡田会長 ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、短目にお願いします。

○鮫島委員 今のことに関連するんですけども、農林水産省あるいは林野庁として、やはり復興に向けたロードマップといいますか、全体のマスタープランと工程表みたいな、そういうものは、ある段階で出てくるのではないかと思うんですけども、そういうものは実際、例えば6月とか7月とか、何かそういうものが出てくる可能性はあるんですか。そういうものがないと、何となくそれぞれにどうなるんだろう、みんなどう動いたらいいんだろうというのは非常に戸惑うと思うんです。

○岡田会長 それでは、お願ひいたします。

○皆川長官 実は、この復興に関しては、我々、例えば海岸林1つ取っても、その前の例えば国土交通省が海岸政策としてやっているものとどうリンクするかということがありますし、その裏側の例えば農地の復旧と全部関係する。そういう意味では、例えば農林水産省だけの計画とかということではなくて、多分、復興構想会議がやっているような中にかなりメニュー的なものが入ってきて、それをどういう段階で成案、いわゆる具体的な実施計画としていくのか、までのことが書いてある構想がまず出る。

その上でそれを落とし込んでいく過程があって、その中で各省の役割がこういうことであるということを含めて、復興構想の政府全体のプランができてこないと、我々独自、我々の考え方だけで何か御提示しても、相当大きく重なってくるものですから、政府全体としての調整を経た全体構想という形で多分出てくる。そうでないと、どうもうまく仕事が回らないということではないかと思っています。

○鮫島委員 それは、いつごろ出てくるんですか。

○皆川長官 なるべく早くということしか、復興構想会議自体は6月末までにということを言っておりますので、それを出しませんと実際に動かし得ない。

また更に言いますと、非常にデリケートな話としては、本当にまちづくりのある程度の姿は早く示しませんと、実は、例えばいろんな建物を被災地域で建てるのを抑制したりしています。そういう意味で、私権をある程度抑えて、バラックでもいいから建てたいという人がいるわけですけれども、それを抑えていたりするわけです。そういうものをずっと延び延びにするわけにはいかないということで、そういうグランドデザインはなるべく早く示さないと、被災地の方々にしてみると非常に不満がたまってくるのではないか。そういう意味では、一日も早くということあると思います。

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、もしなければ次に移りたいと思いますが、被災県の声としては大変声をよく吸い上げていただいて、1次補正をすぐにも対応いただいたというふうに聞こえてきております。とりわけ、最初のこの概要の表にありますように、この種のことは、これまでどちらかといいますと公共事業ばかりだったんですが、非公共がほぼ同額で対応いただいている。改めて御礼を申し上げます。

それでは、続きまして(2)と(3)についてでございます。森林・林業基本計画につきましては、前回あるいはその前におきましても、いろいろな考え方とか、あるいはとりわけ前回におきましては、この数値あるいは骨子案につきましてもお示しをいたしまして、審議をいただきました。それで本日は素案という形で、言わばこの全体としてどういうふうにつくり、どういう内容で皆さんに提示をするのかという、この素案を審議いただきたいということでございます。

それと、全国森林計画につきましては、この変更の背景とか主要な変更点につきまして前回は御審議をいただいております。本日は、これにつきましてもこの変更案そのものを御提示をいただきましたので、ここをしっかりと審議をいただきたい。このように考えております。

提案は、御説明は(2)と(3)を一括にお願いしたいと思っております。御質問・御意見はその後、この段階では少し分けてと考えておりますが、提案につきましては一括してお願いしたい。このように思っております。

それでは、最初に基本計画の素案あるいは要旨の説明でございますが、企画課長さんお願いいたします。

○安東企画課長 企画課長でございます。私の方から、まず基本計画の方について説明をさせていただきます。

資料は2つ用意してございます。資料2が素案の要旨、それから資料3が素案で、素案の方は大部になりますけれども、資料3の方で説明させていただきます。委員の方々には事前に送付させていただいておりますが、その後、若干用語とか表現の整理をしたり、もう一度見直して追加をしたりといったこともやっておりますので、説明の中で主な追加等については触れながらやらせていただきたいと思います。

まず1ページ、2ページが「まえがき」です。「まえがき」につきましては、森林・林業の役割を説明した後、現在の状況、特に再生プランへの取組み、加えて震災への対応を踏まえて、基本計画として今後の施策の基本的方向を明確にし、この基本計画に沿って今後取り組んでいくことを関係者に呼びかけていくというものになってございます。

事前送付したものと比べまして、1ページの5~6行目に、これは前回の委員の指摘で生態系関係の御発言が幾つかあったということで「森林生態系の生産力にその基礎を置いており」というような部分を追加したり、2ページの一番上に、震災関係のところで「被災者等の雇用の創出」という文言を追加させていただいている。

3ページからは、この計画の記載事項は4つありますけれども、4つのうちの1つ目、基本的な方針です。基本的な方針につきましては、まず1の(1)から(6)まで、6つの項目に分けて考え方を提示しております。

(1)、前計画後の状況でございます。これは2つに分けて整理しております、①の多面的機能の発揮に関する目標についてですけれども、2つ目のパラグラフのところに大ざっぱな総括として、育成複層林面積の増加はやや遅れているものの、間伐等の森林整備は進展したという状況の評価と、それから内容的にアからオまで、次のページまでわたりますけれども、幾つかの課題が残っているという状況と考えています。

4ページ、2つ目の目標の林産物の供給・利用に関する目標関係の状況ですけれども、3つ目のパラグラフにまとめてございますが、国産材の供給量は、全体としては伸びが思ったほど、見込んだほどは伸びなかつたけれども、用材別の利用量について見ますと、パルプ・チップ用材や合板用材はほぼ見込みどおりの伸びになっているという状況です。これにつきましても、アからカまで課題が残っているという状況を整理してございます。

続いて、5ページが「(2) 森林・林業再生プランの推進」で「改革の姿」で「①森林計画制度の見直し」から始まって、めくっていただいて6ページの「⑥フォレスター等の人材の育成」まで6つの提言をいただいておりまして、これを受けて最後のパラグラフですけれども、本計画において、再生プランの実現に向けた目標や政策を明らかにして、輸入材に対抗し得る競争力を持った林業・木材産業の育成と環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取組みを着実に推進するという旨を記述しています。

3点目「地球温暖化対策、生物多様性の保全への対応」といたしまして、内容は7ページの方になりますけれども、吸収量の確保だけではなくて、木材や木質バイオマスの利用

拡大による二酸化炭素の排出削減に向けた取組みを推進する旨、記述をしております。

また、その下から生物多様性の関係といたしまして、これも先ほどの前回の生態系関係の御発言を踏まえて、6行目辺りですけれども、生態系ネットワークの根幹として森林が豊かな生物多様性を支えている旨、明記をした上で、最後の方でまとめとして、森林における生物多様性の保全の方針などを明らかにして、多様な森林整備を推進していくというふうに整理をさせていただいている。

4番目「国内外の木材需給を踏まえた対応」といたしましては、公共建築物の木造化の促進とか、バイオマス利用の拡大、輸出拡大について記述をさせていただいている。

5番目「我が国経済の回復に向けた模索と山村の振興」としまして、新成長戦略において国家戦略プロジェクトの一つに位置づけられているということを踏まえて、8ページの最後の方にまとめてありますけれども、山村地域の主要産業である林業の再生を通じ、雇用の創出、更には我が国経済の回復に貢献していくというふうに整理をさせていただいている。

6番目「東日本大震災からの復興に向けた取組」で、先ほどの議題でも幾つか御意見・御指摘がございましたけれども、2番目のパラグラフの中に、海岸部の保安林の再生とか、最後の方に、地域材の活用だけではなくて、木質バイオマス資源の活用により、環境負荷の少ない新しいまちづくりに貢献していくというようなことを整理させていただいている。

記載事項の4つのうちの1番目の2つ目なんですけれども「政策改革の視点」として3点整理をさせていただいている。

9ページですが、まず「(1) 分かりやすい施策の展開」として、これは前回、委員からの御指摘で、申請書類の簡素化みたいな御指摘もございましたけれども、そういったことも踏まえて、補助区分の統合とか、各種補助事業計画の一元化などといったことを記述させていただいております。

更に2番目「施策対象者の創意工夫を引き出す施策の展開」として、長期的・継続的に森林経営を行う者が作成する森林経営計画制度の定着とか、その森林経営計画の作成者を対象として支援を行っていくこと、あるいは森林組合と民間事業体のイコールフットティングの確保などについて記述をさせていただいている。

最後に3点目「国民の理解と具体的行動を促す施策の展開」として、国民全体の認識を共有する取組み、例えば「木づかい運動」などを強化する旨、記述をしています。

次に、10ページは4つの記載事項のうちの2つ目、目標の関係です。目標は前回、考え方等を説明させていただきましたので、ざっと簡単に説明をさせていただきます。

まず2つございまして、1つは「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」ですけれども(1)から(4)まで意義、定め方、機能と望ましい姿、それから11ページにわたって、誘導の考え方について説明した後(5)で具体的な数字を提示しています。

この中で、12ページの「(4) 森林の誘導の考え方」のところですけれども、前回、誘

導という用語について何人かの方から御意見を賜りましたが、その後の整理といたしましては、こここの育成単層林・育成複層林・天然生林の間で、いろいろと移行を踏まえた目標になっているんですけれども、その区分間の移行について誘導という言葉で表現をするということとして、それ以外には極力、誘導という言葉は使わないというふうな整理をさせていただいております。

中身は、15ページが目標の具体的数字です。数字についても前回説明をいたしましたので、数字そのものは説明をいたしませんけれども、この数字の意味として、2つ目のパラグラフに簡単にまとめています。主に生産機能の発揮を期待する育成単層林 660万haの確保を図りつつ、主として公益的機能の発揮のため育成複層林への誘導を進めるという内容になっていると考えてございます。

16ページからが目標の2つ目で「林産物の供給及び利用に関する目標」です。これにつきましても、意義、定め方を説明した後に(3)で具体的な数字を提示してございます。

17ページが具体的な数字でして、これも前回説明したとおりですので数字の説明は省略しますが、内容として、2つ目のパラグラフにまとめていますが、総需要量に占める国産材利用量の割合が、平成32年に木材需給率が50%となるという内容になってございます。

18ページからが、4つの記載事項のうちの3つ目、施策の関係です。施策は広範にわたりますけれども、5つの分野に分けて整理をさせていただいております。

1番目が、多面的機能の発揮に関する施策です。

まず「(1) 面的なまとまりを持った森林経営の確立」で、今まで面的なまとまりといった部分を余りクローズアップしていませんでしたけれども、今回の計画は、まず第1に面的なまとまりを持ってやっていくんだということをちゃんと打ち出すということで、項目として立てさせていただいております。

中身としては、①のアのところですけれども、市町村森林整備計画について、市町村が主体的かつ柔軟に決定する仕組みへ転換して、ちゃんとマスターPLAN化していくということを明記させていただいているということと、イのところで森林経営計画制度の定着を図っていくということを主な内容とさせていただいている。

19ページに移りまして、適切な森林施業の確保として、伐採や更新に関する規範など森林の取扱いを明確化する旨、記述をさせていただいておりますとともに、最後の「なお」以下の2行につきましては、前回といいますか、事前に配付させていただいたものから追加をして記述をさせていただいている。

そのほか、路網整備の加速化とか、④で地方公共団体同士、あるいは内部での情報共有を進める。森林法の改正も受けて、そういうことも記述をさせていただいている。

それから「(2) 多様で健全な森林への誘導」として、19ページの最後からですが、複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進する。それから、優良種苗の確保とか、公的な関与による森林整備の促進について整理をさせていただいている。

②の優良種苗の確保につきましては、後ろから3行目、苗木の生産技術の向上の話と、

苗木の安定供給体制の整備の話を前回送信時から追加をさせて、記述させていただいている。

次に「(3) 地球温暖化防止策及び適応策の推進」といたしまして、吸収量の確保と排出削減の取組みを総合的に推進することを記述させていただいている。

「(4) 国土の保全等の推進」として、保安林の適切な指定・管理の推進、効果的な治山事業の推進について記述をしています。

22 ページの治山事業の推進につきましては、治山事業を推進する際に、中ほどの「併せて」の途中から「現地の実情を踏まえ」以下が生物多様性などの発現が前回も御指摘いただいたということで、治山事業実施の際の留意事項として、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める旨、事前配付時よりも記述を充実させていただいている。

更に、松くい虫とかナラ枯れ被害の対策、それから野生鳥獣被害の対策について整理をさせていただいている。

23 ページで(5)ですけれども、研究・技術の開発及び普及として、森林管理技術や作業体系等の技術開発を効率的かつ効果的に推進すること。

「(6) 森林を支える山村の振興」として、24 ページになりますが、特用林産物の6次産業化とかトレーサビリティの導入などの取組みを進めること。それから、里山林整備のためのガイドラインを作成すること。③ですけれども、都市住民等のニーズと、地域ごとに異なる山村資源を適合させ、交流活動の円滑化を推進することなどを記述しています。

「(7) 社会的コスト負担」といたしまして、最後の3行ほどですけれども、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保等を検討しつつ、どのような手法を組み合わせてコストを負担すべきか、整理をしていく旨、記述をさせていただいている。

(8) は「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」について、それから(9)は「国際的な協調及び貢献」について、それぞれ整理をさせていただいている。

25 ページの下からが、施策の5つの分野のうちの2つ目「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」です。

中身は、まず「(1) 望ましい林業構造の確立」として、26 ページですけれども、①に意欲ある者への長期的な施業の委託を進めること。終わりの方になりますが、森林組合と民間事業体のイコールフッティングの確保、林業事業体を登録・評価する仕組みの導入等について記述をさせていただいている。また施業集約化等の推進として、プランナーの育成や能力向上とか、所有者情報の把握に取り組む旨、整理をさせていただいております。更に③ですけれども、各地域の実情に応じた作業システムの普及・定着とか、27 ページになりますが、造林・保育の低コスト化について記述をさせていただいている。

2つ目は「人材の育成・確保等」といたしまして、フォレスターとか、プランナーとか、現場技能者を育成していくために、必要な研修や資格制度を検討するということ。それか

ら雇用管理の改善として、就業者の能力に応じた昇進や昇格モデルの提示を進めること。28 ページにまいりまして、労働安全衛生の向上に取り組む事業体が森林整備の中核となるような環境の整備を行うこと等を記述させていただいております。

(3) は「林業災害による損失の補てん」といたしまして、森林保険特別会計につきまして、行政刷新会議事業仕分けの結果を踏まえて、具体的な検討を進める旨、記述をさせていただいております。

次に、施策の5つの分野のうちの3番目で、林産物の供給・利用の関係です。

まず「(1) 効率的な加工・流通体制の整備」といたしまして、公有林を先導的事例として活用することや、集約化施設の計画的な実施等による安定的なサプライチェーンの構築、それから加工・流通体制の整備として、29 ページですけれども、工場の大規模化、複数工場の連携による生産の効率化、あるいは素材から製品までの各段階における需給に関する情報や商流を総合的にコーディネートできる人材の育成等について記述をさせていただいている。

次に「(2) 木材利用の拡大」といたしまして、まず公共建築物等のところですけれども、前回、公共建築物の関係についても目標を示すべきではないかという御意見を踏まえまして、2行目ですが、低層の公共建築物の原則木造化、公共建築物全般の内装等の木質化等を目標として取り組む旨、明らかにさせていただき、更にそれを一般建築物等への木材利用拡大につなげる旨、整理をさせていただいている。

住宅、土木用資材等といたしまして、長期優良住宅やエコ住宅・エコリフォームでの地域材の利用拡大等について記述しますとともに、最後の方で、これも前回の御意見を踏まえてですけれども、虫害材の利用に向けた検討というものを事前送付時よりも追加をさせていただいております。

バイオマスの関係では、未利用間伐材を効率的に収集・運搬する体制の整備、石炭火力発電所や木質専焼発電所における未利用間伐材等の利用、熱電気併給システムの構築、バイオマスボイラーの高性能化、家庭用ストーブの普及等について記述をさせていただいている。この辺も前回いただいた御意見を踏まえて、幾つか事例といいますか、項目なり記述を追加させていただいたところです。

次に31 ページで「(3) 東日本大震災からの復興に向けた取組」として、施設の廃棄・復旧を進めるということ、地域材の安定的な供給体制を構築するということ、それから地域材の活用による木造住宅等の建設に加えて、木質バイオマス資源の活用による、環境負荷の少ない新しいまちづくりを推進する旨、整理をさせていただいている。

更に「消費者等の理解の醸成」とか「林産物の輸入に関する措置」について整理をさせていただいている。

31 ページの下の方から、施策の5つの分野のうちの4つ目「国有林野の管理及び経営に関する施策」です。

32 ページですが、まず「(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営」として、多

様で健全な森林整備を通じ地球温暖化防止への貢献の話と、それから生物多様性保全について記述をしております。

2つ目「森林・林業再生に向けた国有林の貢献」として、低コスト作業システムによる搬出間伐の実施やフォレスター等の人材育成について率先して取り組む旨、記述をさせていただいている。

最後に「(3) 国民の森林としての管理経営」として、体験活動のフィールドや情報の提供、技術指導等を実施することを記述しています。

施策の5つの分野の最後として「5 団体等の再編整備に関する施策」です。

33ページの最後の方ですが、森林組合経営等において施業の集約化、森林所有者の合意形成、森林経営計画の作成を最優先の業務と位置づけて取り組む旨、記述をさせていただいている。

34ページが4つの記載事項のうちの最後「第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」でございます。

まず「(1) 官民一体となった施策の総合的な推進」として、関係者が、適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ一体となって努力していくことが重要であると記述をしています。

2つ目「国民視点に立った施策決定の実施」といたしまして、国民や現場の声をできるだけ施策に反映させるように努めること、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにすること、施策の実施に当たっては、計画・実行した後の評価を実施し、改善を講じていくことを記述しています。

最後に「(3) 財政措置の効率的かつ重点的な運用」として、目的に応じた施策の選択と集中を行うことを記述させていただいております。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございました。

少し長くなりますが、全国森林計画の変更案についても御提案いただきたいと思います。お願ひいたします。

○本郷計画課長 計画課長でございます。全国森林計画について御説明をいたします。

資料は2つございまして、概要という横紙になっているものと本文でございますけれども、本文の方を説明していくと非常に長くなりますので、大変恐縮ですが、概要版で御説明させていただきたいと思っております。

まず、この概要に入る前に、前回、前々回も奥歯に物の挟まったような説明しかできなかつた、森林・林業基本計画が決まらないとなかなか全国森林計画の記述も定まらないということであったわけでございますけれども、もう一度おさらいさせていただきますと、今回の全国森林計画は今までと少し異なりまして、森林・林業基本計画と重複するような、いわゆるビジョンの部分は極力記載を整理して削除しております。そして、森林の整備・保全のための、実際に県とか市町村とか、あるいは森林所有者の方が実際に仕事をする際

の規範、いわゆるルールとか指針、ガイドラインというような内容をできるだけ充実したいと考えたところでございます。

それから計画事項も、これも御説明しましたけれども、8つぐらいの項目に分かれていたわけでございますが、大きく4つに大きく分けて、記載があちこちに行かないような形で、わかりやすいようにしたいという、できたかどうかはまた皆様の御批判をいただきたいと思いますけれども、そういうふうな考え方でございます。

3点目で、現行の機能について3機能区分というものを現行は考えていたわけでございますけれども、これも昨年来の1年間の議論で、これは地域が、特に市町村でございますが、主導して森林を区分していくということを仕組みとして考えるべしというようなことを踏まえて、その3機能の考え方を大幅に変えております。そして、基本計画の方でもお話がありましたけれども、一般的な8つの機能について記載をして、その中で、その機能に応じて、どのような施業の仕方をするのかということを記載しております。

それから最後に、森林・林業基本計画の方で10年後の目標というものを前回御議論いただいた上で固めていただきましたので、それと同じような手法で、この全国森林計画の場合は15年の計画でございますので、そのことを踏まえて計画をさせていただいたということがポイントでございます。

それで1ページ目、森林の整備の基本的な考え方というようなところになります。この森林の整備の基本的な考え方につきましては、そこに書いてございますように、先ほど申し上げました8つの機能を踏まえて考えていくこと、その機能の高度発揮を図るために適切な森林施業、あるいは林道の路網の整備、保安林の適切な運用、森林の保護等を推進するということを書いてございます。

それから具体的な基本方針等を、これは本体を見ていただかないといけないですけれども、本文の3ページ目に第1表というものがございます。今、申し上げました8つのうち、地球環境の保全の機能はすべての森林に共通するもので属地的なものではないというようなこともあります、7つの機能についての森林整備と保全の基本的な考え方をそういう機能別に整理したところでございます。

なお、今、申し上げましたように、この7つの機能は基本計画と同じ考え方で整理をしているところでございます。

それから、整備・保全の目標というようなことにつきましては、2のところでございますけれども、44の広域流域を決めてきておりまして、この44の広域流域ごとに森林整備・保全の留意事項を決めて、基本的な考え方を示しております。

なお今回、東日本大震災を踏まえまして、馬淵川、閉伊川、北上川、阿武隈川という各広域流域については、東日本大震災というようなものについても記載させていただいております。計画期間において到達して、かつ、保持すべき森林の状態を別添1、これは後ほど説明しますけれども、資料5の8ページにまとめて提示をしております。

2ページ目で「森林の整備に関する事項」、大きく2点目で、まず立木竹の伐採、造

林並びに間伐及び保育に関する事項ということでございます。これは先ほども見たルールというようなことで、伐採、造林、間伐、保育などの森林施業に関する一般的な事項を記載しております、まず各項目に共通のものとして、森林の生物多様性の保全の観点から、営巣木等として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種を保残していくこうということを明確にしております。

主間伐の事業については、事業量ということで9ページの別添2に併せてまとめておりますので、また後ほど御説明したいと思っております。

具体的に(1)の立木竹の伐採でございますけれども、ここでは伐採の跡地の間で、伐採がどんどん進むと結局、1つずつは小さかったのに、何年かしてみると物すごく大きな伐採跡地になってしまうというようなことを防ぐといいますか、そういうことのために、伐採地と伐採地の間に、少なくとも周辺の成立している森林の樹高程度、例えば20mなら20mぐらいの幅を常に保残していくというような形を明確にルールとして全国森林計画で示していきたいと考えております。また、皆伐とか択伐の考え方を明確にするということと、皆伐においては伐採区域のモザイク的な配置に配慮するということを明確にさせていただいております。

「(2)間伐」でございます。間伐についてはこれまで適切な間伐ということで推進してきたわけですが、特に今回、これから年齢構成が進んで、高い年齢の森林になるわけですけれども、この間伐について、立木の成長量をよく見極めて間伐をしていくというような配慮事項を掲げております。

次に、3ページ目で「(3)造林」でございますけれども、伐採跡地の更新が非常に危惧される状況です。無秩序な伐採がされて、更新されないままに放置されているというようなことが危惧される状況になっておりますので、どういうところできちっと人工造林をするのか、あるいは天然更新をする場合にはどういうことをしなければならないのかを明確にしたところでございます。

人工造林では、その地域の条件によるんですけれども、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林等ではちゃんと人工造林をするんですというようなこと。そして、2年以内に苗木を植栽するんですというようなことを書かせていただいております。

天然更新については、自然的な条件等から見て、種を供給する木があるとか、もともと前生樹としてこういう天然のものが生えているとか、そういう主として天然力を活用しての的確な更新が図られるというようなもので実施していくということを明確にしているところでございます。

それから「(4)保育」で、下刈りとか除伐ということで書いてございますが、先ほども生物多様性の問題がございましたけれども、目的外の樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成というふうに記載させていただいております。

4ページ目で「2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」でございます。この

部分が先ほど申し上げましたゾーニングのところに関わるところで、先ほど申し上げました7つの機能で、地域主導で決めていけるようなものとしてのガイドラインを示しております。これまで3機能区分では、この公益的機能別、いわゆる水土保全林と、森林と人の共生林の考え方を明確にして、それ以外のところは資源循環利用林ですという整理だったものですから、なかった木材等生産機能の維持増進を図る区域の考え方を今回新たに提示をしております。

それから、公益的機能別施業森林の区域及び木材等生産機能の維持増進を図る区域は、公益的機能の発揮に支障がない範囲において、これも前回御説明したんですけれども、木材生産をするところでも水源の涵養機能、文化機能、あるいは生物多様性保全機能、そういうものを重複することを認めていくというようなことで、公益的機能の発揮に支障がない範囲でということで明確にさせていただいております。

「3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項」でございますけれども、これは基本計画の考え方を受けまして、林道、林業専用道、森林作業道の考え方を記述させていただいておりますとともに、低コストで高効率な作業システムに対応した路網整備の水準を目安として提示をしております。また、開設量については後ほど9ページの別添2で説明をしたいと思います。

次の5ページでございます。「4 森林施業の合理化に関する事項」で、ここでは森林施業をどうやって効率的にやっていくかということで、1点目は委託を受けて森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化を推進するということで、今回の森林・林業再生プランの大きな課題である施業の集約化あるいは経営の委託を進めるというようなことを明確にしているところでございます。

また、林業に従事する者の養成及び確保ということで、林業就業者のキャリアアップとか研修、あるいは雇用の安定等というようなこともここでは記載させていただいております。

それから、作業システムの高度化ということで、先ほどの路網と裏腹でございますけれども、高性能林業機械を導入するというようなことの考え方の中で、技術者の育成とか、利用組織の設立等というような考え方についても記載をしているところでございます。

4点目で、流通・加工体制の整備というようなことで、需要者のニーズに応じた形で、いわゆるマーケットインというんでしょうか、そういうような木材の安定供給体制の整備について記載させていただいております。

6ページ目でございます。「森林の保全に関する事項」ということで、土地の形質の変更に当たって適正な保全と利用との調整等をきっちり図っていくということを明確にしております。

2点目の「保安施設に関する事項」については、1点記載ミスがございまして「(1) 保安林の配備」の最後のところに「別添3」と書いてありますが「別添2」に修正をしていただきたいと思います。

保安林の配備の考え方ということで、今後保安林として管理すべき面積などを提示させていただいております。それから、保安林の機能をきちっと果たしていないようなものの特定の考え方、あるいは治山事業の推進の考え方等を記載させていただいております。

「3 森林の保護等に関する事項」というものが今回新しい部分で、特出しをさせていただいた部分でございます。病害虫等による被害の未然防止とか、野生鳥獣による被害対策というようなもの、あるいは山火事等の森林被害のための森林の巡視というようなものは森林経営というような中で位置づけたところで、そこについて記載をしております。

7ページ目「IV 森林の保健機能の増進に関する事項」。ここは従前の計画から大きな変更はないわけでございますけれども、今後、森林の保健機能も充実させていくということで記載をさせていただいております。

それから、8ページの別添1でございます。これは15年後といいますか、この計画は平成19年度からの15年間の計画を今回、森林・林業基本計画の改定に伴って変更しようというものですので、平成19年の現況と計画期末は平成36年というような形で、現行の計画と変更計画の違いを見ていただければと思っておりますけれども、育成複層林の面積を増やしていくこうというようなことで、その部分を1,593から1,625というようなことで、これは千ha単位でございますが、増やしているというところでございます。

それから別添2、次の9ページで、計画量でございます。今後10年間で路網の整備を集中的に実施して、林地の生産力が高いところでは積極的な施業を行っていくということによって10年後の自給率50%を実現していくこうということで、主伐の伐採立木材積を増やしているというのが特徴的でございます。

間伐については、これも決まった、10年に1回、あるいは高齢級においては20年に1回というような形で考えておりまして、主伐が増えるから間伐が減るというような関係にはなっていないくて、おおむね横ばいというような形で考えているところでございます。

造林の面積でございますけれども、今、申し上げました主伐の増加と裏腹で、人工造林の面積については増やしていく考え方でございます。なお天然更新については、先ほども御説明をいたしましたけれども、天然で更新が確実になるというような場所での天然更新ということで、今回大きな考え方の変更をしておりませんので、大きな面積の変更はございません。

林道の開設量は、路網の整備を着実に、集中的にしていくということで、大幅な林道開設量の増にしております。これは下の注書きといいますか、※のところに書いてございますように、いわゆる丈夫で簡易な道として10t トラックが通れるような道という意味で、今回区分分けをした「林業専用道」も加えた開設量でございます。

保安林の配備というようなところでございますけれども、保安林に求められているニーズも増えてきておりますので、保安林の面積も計画的に増やしていく这样一个ことで、変更計画では現行計画よりも増やした形で計画をさせていただいております。

なお、治山事業については特段の変更はございませんけれども、今回提示している計画

量は都道府県との調整を、今も行っているわけですけれども、更に今後行う必要があるので、若干の変更が今後更にあるということを御了解をいただきたいと思っております。

少し長くなりましたがけれども、雑駁ではございますが、以上で御説明を終わりたいと思います。

○岡田会長 ありがとうございました。

基本計画も、この全国森林計画も、ともに我が国の森林・林業に関わる政策、行政事としては大変大きな、重要な意味のあるところでございます。本当にわずかな時間で御説明をいただきましたが、これまでですと、どちらかというと計画をまずやって、それが収まってから全国森林計画みたいな、こういう順番で議論があったかと思いますけれども、今回は同じ審議の場において同時に審議をいただくというのは本当にこれまでになかったことかなと思いますし、それが意味あることであるという理解をしております。

御質問・御意見を御用意いただきたいんですが、それまでの間、少し申しますと、復習ですけれども、森林・林業基本計画というものは我が国の森林・林業に関わる政策の指針のところをしっかりと、20年間を見通して定めた。とりわけ森林と林業、実は林業も含んだ森林という言い方がよろしいかと思いますが、その整備と保全に関わるところを、全国を見渡して、およそ44の広流域も射程に置きながら、整備と保全についてのルールとかガイドライン、そんなところを重点的に書き込んだものが全国森林計画である。これはおおよそ15年の計画として数字もはじいている。こういうものでございます。

御質問・御意見を、まずは計画のところからいただきたいと思います。

黄瀬委員、どうぞ。

○黄瀬委員 失礼をいたします。

まず、資料3の30ページの上から6行目のところでございます。前回の審議会、4月21日でございましたけれども、そのときに発言を求めて、虫害材につきましてお願いすると同時に、あかね材についてもお願いをしたわけでございます。

そのときに会長の方から、もう既にこの計画の骨子の中にあかね剤を始めとした虫害材という言葉を入れていただいていますというお話をいただきまして、大変ありがたく思つてわけでございますけれども、今日のこの資料を見ていくとそこが欠落いたしております。是非、この6行目の「虫害材」の前に「あかね材を始めとした」という言葉を入れていただきたいというお願いでございます。

もう一つ、その7行目の「の利用に向けた検討」と書いてございますけれども、これも前回の骨子の中では「利用拡大に向けた取組み」というふうに明文化されていまして、検討では後退した言葉になっているように思いますので、是非、国としてこういった利用拡大に向けた取組みということで積極的な表し方をしていただきたいと思います。

それと、あかね材についての御報告も兼ねてでございますけれども、今月の11日に全国木材組合連合会の総会がございまして、長官にもお越しいただきまして、お祝辞をいただいたわけでございますけれども、その後の総会の議案の中で、当時、渕上課長と池渕課長

も御臨席いただきましたわけですが、その他の議題の中で私は事務局の許しを得て、事前にあかね材に関する資料、サンプル手帳等も全員に配付してございましたので、そのことで虫害材の大切さ、必要さ、利活用に向けての促進に向かって、是非これを取り上げていただきたいということ。そして何よりも、国民に安全と安心を与える虫害材がないといけませんので、そのためには正しい品質基準を設けて、そしてそれに応じた認証機関もそこに付加している。それによって国民が安心して使えるという形を取らなければならぬ。

ですから、多くの虫食い材の中でも一定の基準を設けた、それを取ったものをあかね材というふうに呼ぶという形の中で、全国で統一した言葉にしていただきたいというふうにお願いをして、上程をいたしました。そして議長からそういった論議がございまして、最終的に全員一致で可決、承認をいただいたわけでございます。是非、そういうことで、全国で木材業界が取り組んだという形で承認をいただいたということでございます。

もう一つ、私はこの虫害材については足かけ10年ばかりずっと取り組んでいるわけでございますけれども、ちょうど4年前に、このあかね材という言葉の中で一般紙が大きく取り上げてくれまして、掲載してくれました。そのことで大手のハウスメーカーから私の方へ連絡が入って、このネーミングはすばらしい、あかね材という言葉をうちも使いたいというようなお話をございました。でも、これは私たち供給側の方で今、広めようと考えていますから、是非しばらく待ってくださいということを申し上げて、そしてやはり、その一企業が商標登録などを取ってしましますと、私たちがこれを後で使えなくなるというようなことが起こりますので、私はその防御策として組合の方で商標登録を取得したわけでございます。

私たちは、それは広く国民が使えるようにしたいという思いで取ったわけでございますので、現在、全国木材組合連合会に帰属してほしいというふうに申し入れはしておりますけれども、もし必要なら登録抹消はすぐでも可能でございますので、そのことも申し上げます。

いろいろと行政が民間に対して指導をいただくというのは多うございますけれども、もう今の時代は、指導はもとよりでございますが、いかに民間に対して支援をしていくかという時代に入っていると私は思います。でも、私たち木材の中では川中でございますので、ちょうど岡田さんが川上の部分として見えますので、また川上の部分も御理解とともに御協力もいただきたいと思っております。

○岡田会長 ありがとうございました。

この30ページのことですが、あかね材が消えた、あるいはここでの考え方、記載がこういうふうになった考え方を少し御説明いただければと思います。

○渕上木材産業課長 私も全国木材組合連合会に出席しております、黄瀬委員のお話があつたようなあかね材について全木連の総会の場でお話がありました。それで、この林政審議会では黄瀬委員の方から何回もこのあかね材の方のお話はあるわけでございまして、

前回の骨子案にも書いてありますように、先ほどの御意見、そういうところも踏まえた形で記述をきちっとしていきたいと思っております。

○岡田会長 どうぞ。

○合原委員 川上からということで、黄瀬さんから意見を求められて、私は何か特殊というよりむしろ、私は九州で30年間、川上で原木を出しています。それで黄瀬さんは三重県、奈良県、和歌山県。関西というものは伝統があるので、国産材の評価の仕方が極めて緻密で、売り方も極めて緻密でございます。それが今の時代でプラスとマイナスとございますが、それは認識した上で、九州は極めてバナナのたたき売り的で、川上は非常に薄利で、汗が報われない状態が強いですし、いいものはたくさん山の中にあるのですが、バナナのたたき売り。

そして、例えば虫害とか若干の劣化材については本当にもっとばたばたとたたいてしまって、がばっと持つていってしまってみたいな、それで中間が、末端の価格はわかるわけですから、そこで間を取って捨てるかというのはずっとわかっている話ですが、いかんせん、国産材の流通の中では常に私ども川上は植民地的立場で、植民地は大体、中東の石油とか、何でもそうですけれども、穴を掘ったりして資源を取るところはいつも貧しいんですよ。

そこをやはり私どもから、逆にこれはこのぐらいであるという適正な評価が、要するに木材を加工している側の方たちがそういう形で一生懸命取り組んでいただけるということは、少なくとも私どものいろんな長年育てた木が細かく評価されていきますし、私どもも山に行って木を切って、山の木を見て、これは幾らぐらい、こういうふうに分けられるということを緻密な仕分けで、生産意欲もそこで出てくると思うんです。

ですので、私はあかね材を提案されたときに、とてもすごくいいアイデアだと思いましたので、是非強くアピールしていただきたいと思います。

○岡田会長 そのほか、今の件に関して、どなたか御意見はありませんですか。

それでは、先ほど課長さんが言われましたように、御意見をいただきました。なお、ひょっとすると調整すべきことがあるかもしれません。先ほどのお話のように、既に団体であろうと、協同組合であろうと、商標登録がある、そういうネーミングであるということも踏まえて、どのような対応がいいのか、少しお時間を。

○黄瀬委員 明日でも抹消はいたします。

○池渕木材利用課長 黄瀬委員とお話ししながら、きちとした対応を取りますので。

○岡田会長 ありがとうございます。

そのほか、どうぞ。

どうぞ。

○島田委員 この森林経営計画、これを一番心配していたんですが、境界の明確化というようなことがうたわれておりますので安心したんですけども、実は今度の震災もしかりなんですが、GPS測量でないと境界の明確がわからないと思うんです。それで、やはり保

安林と民有林との境界もわからないのではないかと思います。GPS測量をしていくと、これがわかるわけですよ。それで私が一番希望するのは、これから住宅をつくろうにも、土地の境界がわからないということで住宅申請ができないというのが物すごく課題になっております。したがって、この森林経営計画の中ではGPS測量というものを主要の段階でうたってもらえないかということ。

あと1つは、21ページの国土保全のことなんですが、保安林機能というものが一番わかるわけですけれども、1ha以上のものの開発行為は許可制度になっているわけですが、以前、外国資本の土地の売買のことでお願いしたんですけれども、何か規制しないと、今度、原発の問題で外国から来るというのはあり得ないかもしれません、やはり15年という長いスパンであれば、どこかにそういう規制を入れておいた方がいいのではないかと思いますので、できればそういう文言の中でも、保安林の開発行為というものは1ha以上は県知事の許可が必要というのはわかっているわけですけれども、土地の売買についての規制がありませんので、何かそういうことは具体的にできないかということをお願いしたいと思います。

○岡田会長 これはどうしましょうか。

計画課長、どうぞ。

○本郷計画課長 済みません、私の方からお答えします。

経営計画をつくる際に、GPS測量をきちんとすることを義務付けろという御質問ですか。

○島田委員 そうではなくても、やわらかくてもいいんです。

○本郷計画課長 私ども、GPS測量が非常に今後普及していって使いやすくなっていくことは十分承知しておりますけれども、今の測量全体の物の考え方の中で、GPSだけを唯一の測量成果としてその測量方法というようなことになるわけではありませんし、あり体に言いますと、大変恐縮ですけれども、森林経営計画、境界の確定とか境界を明確化するというところで、お金のかかる測量だけを義務付けますとかえって進まなくなるというようなことで、非常に緩く考えておりまして、そこはGPSというようなことを今後推進していくにしても、大ざっぱな意味合いで境界を確定していくような物の考え方でいきたいと思っておりまして、今のところGPSだけを抜き書きすることは考えてはいません。御主張はよくわかりますし、そういう予算も考えつつ、GPSによってできる限り簡易に境界確定というようなことができるような仕組みを国土交通省さんとも連携しながらつくっていきたいと思っております。

それから、土地の売買の規制でございますけれども、土地の売買を規制するというのは私権の大きな制限ということで、今回、森林法の改正を検討する、あるいは御議論いただいている中でも、さすがにそれは難しいのではないかというような結論で、1ha以上ということではなくて、すべての森林を所有した場合に事後に市町村に届け出なさいというような形で、行政が森林の所有状況の変化を常にきちんととらえ、その上で行政が適切な森林施業をきちんと確保していくためにできる措置、勧告とか命令とかそういうもの、ある

いは罰金とかそういう形のものを強化するということで、今回、森林法の改正をさせていただきました。なかなか、そういうことを踏まえますと、この全国森林計画に土地の売買の規制ということを書くのは非常に難しいと思いますので、その点、御了解をいただければと思っております。

○島田委員 わかりました。

○岡田会長 この間、一步も二歩も前進をしているというのは事実ですし、新しい制度になっておりますから、これを十全に機能させてみてということはあるかと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

○鈴島委員 木材の利用でもよろしいでしょうか。

○岡田会長 はい。まずは基本計画で、どうぞ。

○鈴島委員 基本計画の17ページの表と、それから30ページ辺りの木質バイオマス事業辺りなんですけれども、まず17ページの表は利用量の5年後、10年後の目標ということで、これはいろいろなもの積み上げて出てきた数値ですね。

それで、少しわかりにくいと思ったのは製材用材、それから合板用材とありますね。それで、例えば合板用材とは面材を意味しているのか。例えば製材系の面材というものがありますね。それで、これから面材を増やしていくこうという話が、これは基本政策のところに出てくるのでしょうか。それとも、多分、政策部会でもそういう話が出たと思うんです。その場合、それでは製材系の面材は上なのか、それとも合板と同じカテゴリーに入るのか。要するに、何となく何かの積み上げで来ているんですけども、実は中身が何となくわからないというところがあるんです。ですから、そこをもう少しきちんとした方が多分、木材を利用する人たちにとっては理解しやすいと思うんです。

特にわからなかつたのは、2番目のパルプ・チップ用材で注が付いているんですが「平成32年利用目標のうち、6百万m³は製紙用以外の用途での利用を見込んでいる」というのが何か非常に、多分これは熱とか発電とか、そういうエネルギー利用を見込んでいるんだろうと思うんですが、何となくパルプと一緒に同居させるのはかなり乱暴だと実は思っているんです。

それでは、平成27年の9の内訳が何なんだろうという、やはり平成32年は6と9などとわかるわけです。そうしますと平成27年は、これから5年間の間にパルプ業界がまず頑張って400万を引き受けてくれるということを意味しているのかとも取れますし、もしかしたら、この中にも内訳があるかもしれない。非常にわからないということなんです。ですから、ここをやはりきちんとしないといけないのではないかと思うんです。

それから、その他のところが割と、1、1、1とか並んで、全然前向きな姿勢が全く見られないんですけども、土木事業を使うというようなことが言われていますね。それで、これは30ページに書いてあるんですが、ここでも地盤改良用基礎杭、それから工事用仮囲とか、これは「従来木材が利用されなかった土木用資材としての利用」とちゃんと書いてあるんです。あと、高速道路の遮音壁とかガードレールとか、林野庁さんもいろいろな取

組みをされて木材の利用拡大をしているはずのものが一体どこに行っているんだろうということなんです。その辺が全くこの表から見えてきませんので、もう少しきちんと書いてくださいということなんです。

あと、ペレットもどこなんだろうとか、これは薪炭用材なのか、それともチップの上なのか。何か行き先がないものがいっぱいあるんです。それでちゃんと積み上げで来ているんだとするんだったら、やはりきちんと帰属ができるようにしないといけないという気がいたしました。

それから30~31ページ、ほかのところにも出ていたと思うんですけども、震災の方の復興に向けたところでは「木質バイオマス資源を活用し、環境負荷の少ない新しいまちづくりを推進する」というのは、このバイオマス資源の活用というものは恐らく、地域の熱とか地域の発電とか、その辺がかなりベースで、あとはいわゆるバイオマスボイラーを使うとか、何かそういうものがベースになっているんですが、30ページを見ますと、何となく石炭火力発電とか木質専焼発電、発電ばかりが出ていて、もう少し熱利用を、少しは書いてありますね。「地域における」と書いてありますね。これは書いてあるからいいのかな。済みません、一応書いてあるからいいことにします。

それでは、先ほどの17ページの方だけきちんとやっていただきたいということと、もう一つだけ申し上げておきますけれども、震災復興の話が出てきたんですが、瓦れきの対策とか瓦れきの利用ということは林野庁さんの方では余り記述がないですけれども、これはほかの省のマターだから、林野庁さんとしては特に記載しないという考え方なのでしょうか。

○岡田会長 それでは、お願ひいたします。

○渕上木材産業課長 1点目ですけれども、面材が製材よりもあるのではないかという話ですが、面材とかいろんな切り口はあると思います。それで、基本的には省内での統計の取り方で、今、原木としてこういう製材、パルプ用、合板用というふうな用途に分けていますという大きな分け方をした上で出した数量でございまして、これを細かくやるということも意味はないわけではないでしようけれども、それは森林・林業再生プランの方の国産材検討委員会の方で割と細かく出してありますので、その辺りと連動して見ていただければ、割と細かい話は理解ができるのではなかろうかと思います。

これを細かくやり出せばいろんな細かい分類の仕方をずっとしていくことにもなるかと思うので、ここでは4分類にしていますけれども、4分類がこれまで妥当な分類の仕方であると私どもは思っておったんですが、ここを大きく再分類までするかどうかということで、そこまで利用用途というところの細かいところを、こういう基本計画の大きな目標とする必要、こここの林産物の供給の目標、利用の目標のところで書く必要があるのかというふうな思いもございます。

○岡田会長 ありがとうございました。

○鮫島委員 真ん中のパルプ・チップとエネルギー、そこはいかがでしょうか。かなりア

パウトな感じがするんです。

○池淵木材利用課長 木材利用課長でございます。

これは注のところに書いてありますて、今は主に製紙用にしか利用されていないということで、これからは木質バイオマスの総合的な利用ということで、エネルギーだけでなく木質のボードとか、マテリアル利用とエネルギー利用に 600 万 m^3 を使っていくという意味で書いているということでございます。

○鈴島委員 そうしましたら、その他にはちゃんとその内訳が書いてありますので、これは要するにボード用とか熱とかエネルギー用である。そういうものもちゃんと書いた方がいいと思うんです。

ただ、今度書きますと、やはりこれは固定価格買取制度とかその辺りで非常にホットなところなので、またそれはそれで議論が出てくると思いますけれども、やはり書くべきではないかと思います。要するに中身を見せないでやるのだと、そういう 600 万 m^3 というのは相当な数字ですから、そこについては何かきちんとした記述をする方がいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○池淵木材利用課長 そこは検討させていただきます。

それから瓦れきの話は、先ほどの 31 ページの「(3) 東日本大震災からの復興に向けた取組」の 5 ~ 6 行目に「地震・津波災害による木質系の災害廃棄物を含む木質バイオマス資源を活用し」ということで、一応ここで、簡単ではございますが、取り入れております。まずは木質系の瓦れきから使って、最終的に間伐材へ切り替えていくというような考え方へのつとっております。

○岡田会長 それでは、今の 17 ページの表のところですが、とりわけ、この利用量として平成 27 年から平成 32 年で大きく伸びているパルプ・チップ用材は、注書きを改めてここでしているわけで、その中に、製紙用に利用されてきたが、目標のうち、それ以外の用途での利用を見込んでいるという、このややこしい書き方ではなくて、これこれを燃料材として見込んでいるとか、明記せよという強い御指摘でございますので、これについては受け止めるという方向でよろしくお詫びいたします。

○池淵木材利用課長 受け止めて検討させていただきます。

○鈴島委員 あと、もう一つ、土木用はどう考えているんですか。林野庁さんは相当頑張ってやっておられましたね。

○池淵木材利用課長 土木用も見込んでいますけれども、数字として出てくるぐらいのけたにならないということだけです。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

島村委員、どうぞ。

○島村委員 2 つほどございます。

まず、1 ページ目の「まえがき」なんですかとも、特に 1 ページの一番下に東日本大震災の話が書いてあるわけです。それで、これは今回の事態を受けてこういうことを書く。

この計画自身が長期に残りますから、そういう意味では是非書いていただきたいんですが、ここに書いてあることは基本的に復興といいますか、今のいろんな被害に遭ったものを修復する、復興する、その中で若干の雇用を増やしていくというふうな書き方がなされていると思うんですけども、これは私、前回も申し上げましたが、今、東北地方で今回こういう被害があって、一つの産業構造を変えるようなチャンスという言い方は非常に失礼なんですが、時期に来ているのかもしれないと思っています。いわゆる農業が非常に被災を受けて、そういう中でこの森林を中心とした産業が大きな核になっていくのではないかという可能性を秘めていると思いますので、できたら、せっかく育っている森林資源をベースにして、ここで木材加工等も含めて新たな雇用を拡大していくとか、そういう表現に、もっとポジティブにしていただくのはどうかというのが1つの意見です。

それから、もう一つ言わせていただきます。飛んでしまうんですけども、27ページなんですが、人材の育成と確保というところで真ん中の方に、これは私も従来から思っているので、こういうふうに書いていただいているんですけども、人材の育成に当たって、大学の教育機関と連携した制度というふうにここに書いてあるんです。それで、これは実は、ここに大学の先生方もいらっしゃるんですけども、特に大学で従来、林業学というものがありまして、その中でいろいろ、どちらかといったらフォレスターみたいな勉強もずっとしてきました。ところが、最近学科の名前も変わりまして、少し内容がよくわからないような学科の名前があるんですが、そういう中で従来の持っていたフォレスターの育成みたいなものがどんどん薄れてきてる。そういう意味でも書いてあるんだと思うんですけども、この辺がただ書いてあって、単に連携という言葉は非常に寂しい。例えば大学と連携して、フォレスターのカリキュラムを入れていくとか、これは先生方がいらっしゃるので、先生方の御意見もあると思いますけれども、何かそういうものを書き込んでいっていただけたらどうかなと思います。

2点です。

○岡田会長 ありがとうございました。

これは、企画課長さんどうぞ。

○安東企画課長 1点目の前書きの関係ですけれども、書いている趣旨はおっしゃったようなことも含めて新しいまちづくりとか被災者の雇用の創出みたいなところを書かせていただいたつもりなんですが、まだ押しが弱いという御指摘であると思いますので、少し工夫させていただきたいと思います。

○岡田会長 2点目の人材育成はどうですか。

計画課長さん、どうぞ。

○本郷計画課長 人材育成の関係でございますけれども、大学等の教育機関は、教育機関のカリキュラムみたいなものが、先ほど学部再編という話もありましたが、なかなか正規のカリキュラムに入れていくというような形は、今、難しくなってきています。

それで、ここで今、我々の念頭に置いてあるのは、例えば鹿児島大学であり、愛媛大学

であれば、社会人再教育みたいな形でのカリキュラムみたいなものを設定していただきたい、そういう技術者教育をもう一回やり直すみたいなことを、今、取り組まれておる大学がございます。そういうところを少し念頭に置いているわけでございまして、今ある森林科学系の大学全部にフォレスターの資格等の連携をするような形でというものは、言うは易いけれども、なかなか難しい話かなと思いますので、今、お話をいただいた、私も責任ある立場で、ここでぱっと答えられないんですけども、少しどの辺まで書きぶりとして言えるのかというのは検討させてください。

ただ、連携という意味合いは、今、申し上げたようなことですので、そういう意味では、おっしゃっていたようなカリキュラムとして、大学教育と完全に一体化してやるという話にはなかなかない現状にあるということを少し御理解いただきたいと思います。
○岡田会長 制度としてはそうなんですが、今、大学間と、林野庁の皆さんにも御協力をいただきて、学会レベルでもきちんと問題にしようといいますか、こういう新しい人材育成、フォレスターの養成を大学がどのように協力をし、あるいは独自にそういう仕組みを、例えば大学の中にフォレースタースクールみたいなものを別に海外などは持っているんですけども、そんなものはできないのかということで、水面下で少し動いてはおります。1年半後ぐらいには御期待に添えるかな、こんなことちらっと考えてはおりますので、今日の発言は大変勇気付けられておりますので、大学人としては進めてまいりたいと思っております。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○鮫島委員 8ページと31ページに、さっきのいわゆる瓦れきの話なんですけれども、実は見出しとしては同じ「東日本大震災からの復興に向けた取組」というものが2回出てきているんです。それで、その中に同じような文章があって、実は私、8ページの方に、みんなが話していた31ページの方に出ていたんですが、そこには瓦れきの話が出ていないですね。

それで、31ページの方にはちゃんと記述されているんです。何となく同じ項目で、これはやはりきちんと整合性が取れていた方がいいかなと思ったんですけども、もしかしたら何か、最初の方は政策的な対応の方向ということで、それに対しての施策が次に出てきているので、もしかすると何か同じようなことを言っていて、若干整合性が取れていないところがないかなと、今、少し心配になったんですけども、確認をしていただきたいんです。

○岡田会長 これは「目次」を見てもらうとわかるように、森林・林業のところで書き込むべき震災対応の取組みと、林産業の供給・利用の側面でのそういう仕分けなんです。

○鮫島委員 そういうふうに読むわけですね。わかりました。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

上安平委員、どうぞ。

○上安平委員 大変瑣末な指摘で申し訳ないんですが、恥ずかしながら、4ページから5ページにかけてなんですか「林産物の供給及び利用に関する目標に係ること」という②の項目で、数値が全部百万単位で出てきているんです。例えば最初に「平成16年から平成27年にかけて91百万m³」とございます。

それが次のページの項目に行きますと、例えば力の「収集や運搬コストの問題から間伐材の多くが未利用であり」は、すばっと「約2,000万m³」と出ていますので、表記上の問題なんですか「何かあちらへやったり、こちらへやったり」というのは少し視覚的に気になりますので、どちらかに統一した方がいいような気がいたします。個人的には「約2,000万m³」というふうに数字をすばっと出してしまった方がよくわかるような気はいたしますが、それはいろいろなこれまでの書き方の基準がございますでしょうから、それですが、どちらかに統一して、せっかく、この基本計画自体が余り数字がたくさん出てきていたくて、そういう意味でわかりやすいというところもありますので、少し検討していただければと思います。

そして、その5ページの「(2)森林・林業再生プランの推進」というところなんですが、その項目の第1フレーズの4行目に「すなわち木材生産と公益的機能の発揮を両立させる」という表現が出てくるんですが、今までこれをざっと読んでみると、みんな順番としては、まず公益的機能が出て、その後、木材生産という順番で全部出てきているのに、ここだけ木材生産というものが先に出てきていますので、これもどちらかといいますと整えた方がいいのかなという気が少ししておりますので、ここで申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございました。

コメントはありますか。これは、いただいて検討ですね。

○安東企画課長 はい。ただ、再生プランの方は改革の姿を引用しているものですから、もともと書いてあるものと順番を変えるのがどうなのかというのありますので、それも含めて少しチェックをしたいと思います。

○上安平委員 意図がございますのでしたら、それはそれで構いません。

○岡田会長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 これも今の点で、かつ瑣末といえば瑣末なんですけれども、この森林・林業基本計画素案の初めの1ページの「まえがき」の1行目です。「森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮」と書いてあるんです。これは多面的機能で、ここの文章はほとんど全部多面的機能なんですが、先ほど御指摘のあった5ページのところが公益的機能なんです。それで、この言葉は勿論、時代的に言いますと公益的機能という言葉が前からありまして、公益というものの中身を議論するときに、多面的機能という言い方がよりニュートラルであるというような議論がたしかあったか、同じものであるという認識も同時にあるんです。

少し私、この点を言うのを控えておりましたのは、実は全国森林計画の資料5の3ペー

ジの表1は多面的機能の表なんです。ただ、こちらの森林計画の方は、例えばいろんなところに、これ以外のところは全部公益的機能という言葉が使われています。例えば13ページの下から4行目の「2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」と、こちらはほとんど公益的機能なんです。このところで、明瞭な意味があって使い分けているのか、同じ意味で使っているのか、意図的にされていたらあれなんですかけれども、統一ができるのならば、これもそろえた方がいいのではないかというのがコメントの1つです。

そういう意味で、この森林・林業基本計画の素案と全国森林計画の変更案で、やはり対応といいますか、少しずれているかなと思うところがもう一点、これも内容というよりは機械的なところなんですけれども、資料3の15ページに表1があります。それから、資料4の別添1という表があります。この2つの表はほとんど同じ意味の表であると思うんですが、資料3の方の表では、平成22年度を起点にして20年間を書いています。資料4の方の別添1は、平成19年3月31日を起点に15年間を書いています。20年間と15年間はそれぞれの目的ですからいいんですけれども、この2つのもので起点が平成22年と平成19年で一緒に審議をして、同時に議論をしようとしているところで原点がずれている表で提示するというのは何か意味があるのかどうか。

要するに、今のこの2つの点、多面的機能と公益的機能という言葉の使い方のところ、それからこここの表の起点のところを少し御説明いただければと思います。

○本郷計画課長 計画課長でございます。

まず、多面的機能と公益的機能の使い分けでございますけれども、森林・林業基本法におきまして森林の多面にわたる機能という定義をしておりまして、その意味で言いますと、公益的機能と木材生産機能を合わせたものを多面的機能という言葉で使うことにしております。ですから、多面的機能の中に木材の生産、いわゆる林産物の生産という部分の機能と、それ以外の公益的機能があるというふうな位置づけで書き分けているつもりです。

きっちと本当にそうなっているか、今、おっしゃられたので自信がなくなっているんですけども、意味合いとしてはそういうことですので、その旨でもう一回、記載をきっちとチェックはしておきたいと思っております。考え方としては、意味があって書き分けているということでございます。

2点目の、同じときに同じ審議の中で起点が違うのは、先ほども申し上げましたけれども、今回、全国森林計画と森林・林業基本計画とで起点と一緒にしたいということを考えてきたわけでございますけれども、法律の改正ができませんでした。この全国森林計画の規定は森林法に基づいて5年ごとに改定しなければならないということを変えられなかつたので、大変恐縮ですけれども、現行の全国森林計画、平成20年に立てさせていただいたものの15年の計画を一部、この機会に変更するということで、平成20年から平成36年3月31日、平成35年度末までの計画であるということでございます。申し訳ありません。

それで、合冊することによってかえってわかりにくくなるのかもしれませんけれども、この基本計画と全国森林計画の連携を一応図って、国民の皆様にはお示しできるようなこ

とをしたいと考えているところでございます。ですから、これは意図的というよりやむを得ず一緒にできなかつたということで御理解をいただければと思います。

○鈴木委員 御説明は了解いたしました。

ただ、そこまで内部的なプロでないとわからないというものは、やはり国民にとってはわかりにくい。要するに森林に関心を持って、何とかこれからの方針を読み取ろうという人に対してこの2つの表があるというのは、よく読めばつじつまは合っているんですけども、わかりにくいというのは否めないので、何か両方を併せて解説するようなときには、そのような事情も踏まえた記述というような場面を期待するといいますか、お願ひしたいと思います。

○岡田会長 ありがとうございました。是非、それはやらなければいけないと思っております。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 田中です。

23ページ目から始まって 24ページ目にわたる「(6) 森林を支える山村の振興」のところで、この辺りはとても重要なところかなと思っているんです。

まず1番目のところが、しいたけ等の地域特産物の話にいきなり入るところがあるんですけども、山村を振興していくために、まず森林という地域資源を活用して、活用されるということが山村の振興につながるんだという、何か精神的なといいますか、このビジョンのところをもう少し書いた方が国民にわかりやすいかなというところ。

それとその流れで、2番の里山も大切で、3番目の都市と山村の交流という項目と、あと、山村への定住の促進というのは、交流と定住の促進というものはまた少し違う部分の性質がありますので、項目が分けてあった方がより明快なのかな。御検討いただければという領域なんですけれども、定住していただくには、やはりまた別な施策とか手立てが必要になってきますので、交流と定住というものは少し分けた方がいいのかな、その方がわかりやすいのかなと思っています。

その上で(7)に来て「社会的コスト負担」。ここだけ単語でタイトルが終わっていますので「社会的コスト負担の理解と検討」とか、例えばそういうふうな方向性をタイトルの中に入れた方が、いきなり単語だけなので違和感が少しありました。

それで、国民が受益のこととか負担のこととかを理解するということをここで示し(8)の国民参加の森林づくりというものにつながっていくと非常に理解しやすいところで、この真ん中の辺りが手薄な感じと言ったら失礼なんですけれども、少し感じましたので、御検討いただければと思います。

○岡田会長 ありがとうございました。

これもいただきですね。

○皆川長官 はい。

○岡田会長 御指摘のとおりの側面があると思います。

そのほか、いかがでしょうか。

合原委員、どうぞ。

○合原委員 多分、私、最初から最後まで同じことを言っていることになるかもしれないんですが、私ども経営といいますか、現場の人間にとって、今回の例えば8ページの「2政策改革の視点」で、わかりやすい施策の展開とか、施策対象者の創意工夫とか、こういうものは極めて、今までになかった、画期的なうれしい方向性を提示していただいて、ありがとうございます。

しかし、もう少し中身的に強く持っていかないと、今、現場のシステムはどうなっているかといいますと、ここ二十数年間の森林組合政策、重点政策と、地域の中山間地域とか、地域の疲弊、林業の疲弊・衰退の中で、組織とか仕組み自体が極めて硬直化をしているんです。そういう硬直化している仕組み自体の中で、どれだけの人間を救えて、どれだけの地域の活性化を、この施策によってうまくいくかどうかというときに、私どもはやはり、現場としてはたくさんのうまくいく方向性が結果的に出るといいなと考えております。

それはどういうことかといいますと、もう一つのイコールフッティングの問題とも兼ね合わせるんですが、今、やはり行政、それから地域では縦割で森林組合で、やっと最近、民間に対する情報開示は多くなりましたが、補助金とか助成金の段階で区別されていた現状の中で、極めて民間の、もしかしたら経営を担う可能性もあったような消費者の方たちが無残にも衰退していっていますし、今、若干、素材生産の方は元気がよくて、この方たちをもっと川上のきちっとしたシステムの中に入れていくという方法は私もあると思いますが、まだまだバックアップすれば育つ。

それで、そこにいる人たちが事業体として育つということは、やはり中山間地域の活性化と雇用の拡大につながるですから、そのところのもう少し一步強いといいますか、どういうふうに、私も言葉がわからないんですけども、この言葉自体は非常にきちっとしているんですが、ただ、私も20年、30年、政策的な言葉でいつも夢を持って現場に帰っていくんですけども、無残にもなかなか夢がつかめない、いつも遠くになっていくという、ですから、やはりつかめるような言葉といいますか、重しをどういう形でやっていただける方法は何かないかというお願いです。

イコールフッティングというものは非常にいいんですが、それでは具体的にどうすれば、例えばポジションの違う人、この人とこの人で、力は同じで、どこの力が違うかで、現在、イコールフッティングというものは、どこでイコールフッティングするかというのは非常に難しい問題ですね。政策的とか上からおりてきますと、そこが既に条件整備のできていない人たちが、ある程度の大前提ではなくて小前提のところで全部け落とされていくといいますか、見捨てられていて、今までそういう形です。

ですので、もう少しここら辺までして、もしかすると10人のうち1人でも浮上できるかもしれないとか、そういう仕組みづくりをやっていくと、やはり末端といいますか、ウイングが広がった地域再生が林業サイドとか、林業というものは、先ほど田中さんが御指摘

のように、中山間地域で生きている人たちは、農林業であったり、林地利用であったり、いろんなことをいっぱいしながら林業を経営しているわけですから、そこら辺をもう少し。今度の再生プランは、いわゆる素材生産とか、切って出す、私も基本的にそちらの方を主にやっている人間ですので気持ちはわかるんですが、やはりそれだけでは中山間地域、それから地域の文化といいますか、グレードは高くならないというふうに30年生きていて実感するので、その両方の枠組みの中で、事業体としてピックアップといいますか、認定していくとか、イコールフッティングしていくという形をもう少し工夫していただけたらうれしい。

少しややこしい御指摘で申し訳ないです。

○岡田会長 ありがとうございました。

なかなか具体的にというのは、むしろ、この後の具体的な政策を地域に講じ、一緒になってやっていくレベルでの多様な方法論を本当に持っていますかということですね。

それでは、金井さんどうぞ。

○金井委員 先ほど24ページの「③都市と山村の交流と山村への定住の促進」とか、それから人材育成、いろんなお話が出ておりましたけれども、今、17年前から農山村に夢を持つ若者たちをずっと過疎集落に送り込んで、年々、定住のそういう若者たちが増えているんです。

それで、先ほどお話に出ていました大学の現状なんですが、大学も企業も、今、どうやつたら若者たちを社会に出す前にどういう教育を、人としての教育の在り方をやっていけばいいのかということで、さまざまな悩みといいますか、課題を抱えている方々と一応接しているんですが、ここに参加する若者はほとんど大学を卒業したての若者たちです。実は林学、農学、学部は関係ないほど来るわけですが、1年間、集落とか地域に暮らしながらさまざまな手伝いをしている中で、だんだん林業に、人を通して、すばらしい山の暮らしとか、知恵を持っている人たちに魅力を感じて、自分もそういうふうな暮らしをしたい。人の魅力に引かれて、その仕事につながるというような若者たちが非常に増えているんです。

ですから、この政策は産業政策といいますか、そういうものに、国の政策は当然であると思うんですが、もう少しこれから、この震災もあったことをきっかけに、貨幣経済だけではなく、暮らしの共存空間において、そこから得られる自然の幸を活用して、もう少しそういうものに配慮して、若者たちが夢をそこで、森と共にできるような暮らしができるような場といいますか、少し抽象的なんですが、その人たちが将来、次代を担う心を養って、森の暮らしをつくり上げていくようになると思うんです。

ですから、まず山村に人が住まないといろんな政策が成り立たないのではないかと思いますので、人材育成のところで、いろんな部会とかがありますけれども、技術だけではなく、人材育成の部会というようなものも持って、これから人づくりの部分でもう少し取り入れていただけたらいいのではないかと思っています。

抽象的で済みません。

○岡田会長 ありがとうございました。

大変重要な、哲学のところを御指摘いただいているかと思います。今、出されましたような意見を踏まえて、全国森林計画の議論もあるものですから、一旦、ここでこの基本計画のところを終えたいと思います。

しかし、それにしても2ページ目を見ていただきますと、今までですと国の政策があつて、言わばそれが県に、市町村に、政策客体にという一方的なベクトルがあったんですが、今回はそうではありませんで、この計画を指針として関わるもの、地域の条件に応じたアイデアを出し合いながら地域が主体的にという、まさに相互に出てくるベクトルと一緒になってというところが大変、言わば大きな哲学のところで持っておりますので、是非とも御支援をいただいたり見守っていただいて、これの実現方のところで更に御意見をいただければよろしいのかなと私個人は思っています。

それでは続きまして、全国森林計画のところで御質問・御意見をいただければと思います。

加賀谷委員、どうぞ。

○加賀谷委員 資料4と資料5の間伐のところについてです。資料5の方の11ページになりますけれども、間伐については「適正な伐採率により繰り返し行うものとする」というふうにあるんですが、間伐は樹冠がうつ閉してからですと少し遅いのかなと思っておりまして、これについては是非、間伐時期についてもよくよく検討するといいますか、樹冠閉鎖する前に間伐を行うというような方向性を入れていただきたいと思います。

間伐遅れが生じますと、年輪の不均一という問題の、林産の問題もありますし、下層植生が消失したり、着葉率が減るとか、そういう公益的機能への影響、両方ございまして、特に林産に関しては、将来的に付加価値の高い木材を輸出していくというようなビジョンを考えますと、林産のクオリティーを上げるという意味でも間伐が非常に重要になってきますので、是非、その点を御検討願いたいと思います。

○岡田会長 ここはコメントはありますか。

計画課長さん、どうぞ。

○本郷計画課長 計画課長です。

一般論として、これまで間伐というものはうつ閉をして、立木間の競争が生じ始めた森林においてするということで考えてきたわけですけれども、今、別にうつ閉前にすることを妨げているではないので少し、どう書けるのかわかりませんが、林冠がうつ閉する前に間伐してはいかぬというふうにはならないようにきっちと対応したいと思います。

○岡田会長 関連ですか。

それでは、合原さんどうぞ。少し待ってください。

○合原委員 間伐遅れはいけないんですが、極めて昔、きっちと間伐するときは、私ども現場で仕事をしている人間にとては、やはり一旦うつ閉してしまうということが非常に

重要であると思うんです。でも、それを5年も10年もうつ閉期間を伸ばしてしまうことは間伐遅れになってしまいがちですが、うつ閉するというのは大体予測できますので、そのときにきちっとタイムリーに間伐すれば、今の御指摘の問題は余りないかなと私は思うんです。

しかし、それはおっしゃるように、今はどちらかといいますと、消費者の方はお金にしたいので、うつ閉しなくてどんどん薄くしてしまっている方が多いんです。それかほうつておくか、すごく両極端になっていますので、適切な管理の中ではうつ閉というものにそんなにこだわらなくていいとは、現場では私どもは、やはり調査したり歩いたりするのに、うつ閉してぱっとやって、また次に10年ぐらいいっぱい生えてきて、そのときは我慢して、その中に入らなければ仕方がないんですけども、最初の段階のうつ閉はつるなどの問題もあるので、できたらそうさせてあげた方がいいのかなと私は個人的には考えます。

○岡田会長 ありがとうございました。

小島首席が発言を求めておりますので、どうぞ。

○小島首席 補足させて説明させていただきますけれども、うつ閉をどのくらいの度合いで見るかということであると思います。その点については樹冠疎密度という基準をつくって、その中でどの程度がうつ閉しているかということで設けていきたいと思っておりまして、基本的にそのところは、真っ暗になってからでないとさせないということは決してないということで御理解をいただきたいと思います。

○岡田会長 ここの記述は多分、新しいと思います。これは前の全国森林計画を見ていたらと大変新しいことが書かれていますが、これが具体的に機能していくのは地域森林計画なんです。その段階でどう書かれているかといいますと、全国をきちっと精査したわけではありませんが、東北などですと一般的に、このうつ閉後3年以内までには何とか間伐してくださいという書き方なんですよ。加賀谷さんは多分、その辺りですと遅いというような御指摘かと思います。

それで、この地域森林計画がそのまま市町村の整備計画にも及んでいきますので、この辺りは、国の指針、ガイドラインですから、もう少し明確化した方がいいのかもしれません。これもいただいたら、いかがですか。

○本郷計画課長 多分、うつ閉という言葉の使い方といいますか、言葉がまだ十分に普及といいますか、定着していないということなんだろうと思うんですけども、合原さんが言われたように、樹木の葉が1回、お互いにくつつき合う状況になったところをうつ閉といって、今、小島が言ったように、いわゆる間伐遅れになって、下が真っ暗になるようなものをうつ閉といっているわけではないのです。

ですから、上から見た写真を撮りますと、樹冠がそれぞれくつつき合って、当然、そこにはすき間もまだあるという状態のこということでうつ閉という言葉を使っておりますので、その辺、柔軟に読めるようにはしたいと思いますし、先ほども言いましたように、くつつく前に切ってはいけないのかというようなことには答えられるようにはしたいと思います。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

それでは、鮫島委員どうぞ。

○鮫島委員 12 ページで「ア 人工造林」のところなんですけれども「伐採が終了しておおむね 2 年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとする」というのは、具体的には何か罰則規定を付けるとか、あるいはインセンティブをかけるとか、何かそういう方策を考えられているんですか。

○本郷計画課長 この記述は、最終的には地域森林計画、それから市町村森林整備計画に落とし込まれていきます。それで、市町村森林整備計画で造林の届出を受ける際に、こういう造林の仕方をしたいというものを具体的に判断する際に、市町村森林整備計画に合っていないから変更しなさいとか、そういう行政指導をするのに使われる。その変更の命令に従わない場合には罰則がかかるというような運用になるというふうなことでございます。

○岡田会長 横山委員、どうぞ。

○横山委員 少し細かなところなんですけれども、3 ページ目の表がありまして、機能ごとの基本方針という、その中のこの生物多様性保全機能というふうに区分しようとしているところなんですが、2 つあります。

1 つは、どこをどういうふうに具体的に直せばいいのかというのを今すぐに簡単に説明できないんですけども、ここに並んでいるすべての機能は生物多様性の効果なんです。ですから、保健・レクリエーションとか、文化機能とか、一番重要な木材生産とかいうものは、正しくは生物多様性があってこそその結果なんだと思うんです。

それの中であえて並列的に生物多様性保全機能を入れるというのは、生物多様性保全のいろいろな機能がある中のかなり属地性が高いものだけを取り出して、ここにこういうふうにはめたということなので、それはそれでいいと思うんですけども、これの解説の仕方として、下に注の 2 がありますが「地域の生態系や生物多様性の保全に」というような、生物多様性の保全というものは遺伝子レベルと種レベルと生態系の 3 つのレベルがあるというのが一般的に説明されていることですけれども、したがって生態系や生物多様性という言い方はとても変なので、これを少し改善していただく修文を必要とすると思います。

それから、それは先ほどの基本計画の 11 ページにも全く同じように解説をしてあるので、ですから基本計画の 11 ページをきちんと修文し、そして、今の全国森林計画の 3 ページに反映させるという作業なのではないかと思います。

この生物多様性保全機能というものはめ方や説明の仕方を上手にやって、これを読まれる一般の人たち、あるいは林業家の方々に、生物多様性を守ればいいところと無視していいところがあるというふうに理解されないようにすることが大事なんだと思うんです。つまり生物多様性というものは属地性のない、大変広い、地球環境の保全機能みたいなものも含めて、自然が大きな量であるということ自体で得られるサービスと、それからある場所にある森林が存在するということで発揮される効果と、タイプが 2 つあって、後者の

方をこういうふうに区分をしていますということが理解できるような表現でないと誤解されるのかなと思います。それが1つです。

もう一つは、これは瑣末なんですけれども、これも森林計画の3ページと基本計画の11ページ、両方にあるんですが、生き物を形容するときに「貴重な生物種」という言葉が2回ずつ出てくるんです。11ページの方では上から7行目と下から5行目ぐらいに「貴重な」というものが出て来て、3ページの方は生物多様性保全機能の四角の中に1か所と下の注意書きで、これは変えた方がいいと思う例としては、多分希少なという意味ではないかと思うんです。希少な生物種など、特に重要な生物種がいるところというような表現の方がいいのではないかと思いました。

その理由は、単純ですけれども、いわゆる生き物の種類に貴重なものと貴重でないものがいるというのは、生物多様性の考えとは全く逆なんです。何をしているのかわからない生き物も何か役割を果たしているに違いないというところから始まっているのが、この生物多様性の話なので、この辺の単語を変えられるといいのではないかと思いました。

以上です。

○岡田会長 ありがとうございました。大変貴重な意見をいただきました。

それでは、ひょっとするとまだ御意見があるかもしれません。しかし、今日たくさん御意見をいただいておりますので、それともう一つは、スケジュールとしてパブリック・コメントにかける。その上で更に御意見をいただくというスケジュールを持っておりますので、今日いろいろいただきました意見、基本計画についても、全森計画の方につきましてもそうでございますが、更に事務局と私に調整するということで御一任をいただければ幸いと思っております。その上でパブ・コメにかけて、御意見を更にいただきます。それでパブ・コメにかけるときの原案については、できるだけ早い機会に委員各位には目を通していただけるようなスケジュールを組みたい。このように思っております。御賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡田会長 ありがとうございました。

それでは、実は今日、この後、国有林部会があるものですから急いだわけですが、次回のこの審議会は、今の予定でいきますと7月13日に予定をいたしております。その際にはパブ・コメの御意見もいただいた上で審議をいただき、農林水産大臣への答申を行うというふうに考えてございます。次回についても皆様の御参加を是非ともよろしくお願ひをいたしたいと思います。

それでは、以上でこの次第の(3)まで終えることにしまして「(4)その他」でございますが、その他に関わって私から報告事項がございます。この後に開かれます国有林部会は、これまで4回ほど審議を重ねてきてございます。しかし、震災の復興に向けた国有林の対応につきまして、今まで想定していなかった審議事項が出てきたものですから、会長の名において、藤野委員、鈴木委員に国有林部会の委員として指名をさせていただきまし

た。その旨、皆さんにも御了知いただきたいと、このように思っております。
以上でございます。